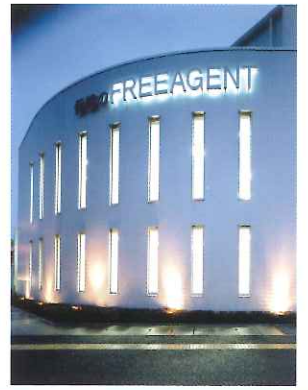


# FREE フリー・エクスプレス EXPRESS

2019年  
**新春**  
The New Year  
号



発行 >>>>> 株式会社 フリーエージェント / 社会保険労務士法人 木内事務所 > 〒761-8071 高松市伏石町2028-2

## あけましておめでとうございます。亥

社長と若手社員で  
勉強しています!!



未来予想図  
ライフプランニング中!



カウンターで顧客対応!



1Fの事務スペース

私たち、フリーエージェント、木内事務所では、お客様が来店しやすく、また、社員が働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

小さいお子様連れの方に  
キッズスペースが  
できました!



社労士事務所の風景



お客様との  
コミュニケーションスペース



みんなが気持ちよく安心して働くことができる職場環境。それこそが「働き方改革」の目指すものであってほしいと思います。心身を破壊してしまうような長時間労働、過重労働はしない。また、適度に休暇を取得して心身をリフレッシュすることができる。時に、医師に診てもらったり社内スタッフに相談することにより、健康を維持することができる。

一方で、意欲、経験、能力のある方は仕事の進め方や手段を思いっきりまかせてもらい、型にとらわれない自分らしい働き方ができる。そして互いに切磋琢磨してそれぞれが力を発揮していくことができる。そのような職場を目指していきたいと思います。



最近はカラオケに  
精をだしている  
**木内 巴**です



普段鍛えた成果か？  
フットワークも軽い  
**木内 泉**です



ゴルフで鍛えた体力で  
皆の目標であり続けたい  
**木内 正夫**です



生涯現役にこだわり  
続けたい  
**木内 泰宏**です



少し通勤距離が  
遠くなった  
**後藤 智子**です



西讃方面は  
**丸本 昇**支店長に  
お任せ！



来店の皆様には  
心温まる対応を心がける  
**諏訪 昌枝**です



書の達人を目指して  
今7段の  
**植田美智子**です



私の机は  
ディズニーワールド！  
**玉乃井友香**です



仕事帰りの  
ワイン購入が楽しみな  
**神沢 玲子**です



丸亀支店の守護神  
としてがんばってる  
**丸本 弘美**です



トータルプランナー資格  
を持っている  
**甲斐 義一**です



CFPを持ち  
声も大きい  
**西山 仁**です



編み物は  
プロ級の  
**尾崎 寿代**です



次男の結婚式で  
ハワイが大好きになった  
**奥嶋 馨**です

平成30年入社組



最年少29歳で  
若手のホープ  
**上原 広大**です



早く慣れて  
一人前になりたい  
**木内 大輔**です



とれたての社労士資格で  
お役に立てるよう努める  
**木村 牧恵**です

営業  
スタッフ

長谷川信幸

西原 英樹

八田 和忠

満越 隆幸

二葉 義典

川田 義孝

川淵 資行

田中 仁

上原好一郎

古市 博

八塚 美央

田中 敏行

西岡 和志

山内万里子

山内 大介

松原 洋一

辻 知津世

谷崎 孝治

田村 峰子

H30.5.1入社

H30.4.1入社

H30.3.1入社



# 『選択性確定拠出年金(従業員選択型401k)』 セミナーのご案内

会社の社会保険料削減が見込めます。  
社員に新たな福利厚生(企業年金)を提供できます。  
全社員加入の必要がなく、経営者や役員も加入可です。

参加料  
無料

日時 **1月23日(水)** 13:30~15:00

場所 高松商工会議所会館 5階 501会議室

定員 50人(先着順)

講師 あいおいニッセイ同和損害保険(株)

金融サービス開発室 課長 **小方 竜士 氏**

お問い合わせ・お申込み先

社会保険労務士法人 木内事務所 担当：後藤

TEL:(087)816-8124 FAX:(087)815-1172 E-mail:sr-kinouchi@nifty.com

働き方改革関連法が施行されます。  
いくつかの見直しが予定されている中で、  
下記3点はすべての事業所に義務づけられます。



## ポイント1

施行：2019年4月1日～※中小企業は、2020年4月1日～

### 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

## ポイント2

施行：2019年4月1日～

### 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

## ポイント3

施行：2020年4月1日～※中小企業は、2021年4月1日～

### 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給与や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。